

福岡県公報

令和五年十月三日
第四百三十六号
増刊
②

目次

規則 (第三十四号―第三十六号)

○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (政策課) ……………一

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公園街路課) ……………一

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) ……………一

規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十四号

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「作成又は変更に係る事項」を「認可等」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十三条の見出し中「各事業年度の」を「中期目標の期間における」に改め、同条第一項中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、各号を削り、同条を第二十二条とする。附則第三項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第七条第二項の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十八号)附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる年度計画を変更する場合について、なおその効力を有する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例(令和五年福岡県条例第三十一号)の施行期日は、令和五年十月二十一日とする。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十六号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表三五の項中「別表四四の項ト」を「別表四四の項ホ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。